

Shenzhen, China

Rooms 1210-11
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen
Tel: +86 755 8268 4480
Fax: +86 755 8268 4481

Shanghai, China

Room 603, Tower B
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road
Xuhui District, Shanghai
Tel: +86 21 6439 4114
Fax: +86 21 6439 4414

Beijing, China

Room 408A
Interchina Commercial Building
No.33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing
Tel: +86 10 6210 1890
Fax: +86 10 6210 1882

Taiwan

Room 303, 3/F., 142
Section 4, Chung Hsiao
East Road, Daan District
Taipei, Taiwan
Tel: +886 2 2711 1324
Fax: +886 2 2711 1334

Singapore

36B, Boat Quay
Singapore 049825
Tel: +65 438 0116
Fax: +65 6438 0189

イエメンの商標登録の手続と費用

イエメンは《商標及び地理的表示についての 2010 年第 23 号法》に基づく商標の権利付与を所掌する。パリ条約の加盟国である。第 32 類のビールと第 33 類すべての商品がイエメンで登録できません。権利付与の原則は先願主義を採用していることです。商標登録は、出願日から 10 年間有効であり、有効期限までに 10 年間更新することができます。

1、 イエメンの商標登録料金

手続		料金(米ドル)
第一ステージ：商標調査		
	毎区分	180
(1) 調査依頼は強制的ではありません。 (2) 商標調査の範囲はイエメン産業貿易省及び知的財産保護部のデータベースの限りです。 (3) 類似商標の有無を教え、商標登録の可能性の可否を判断し、アドバイスをくれます。商標調査約 15 日かかります。		
第二ステージ：願書作成		
	毎区分	1,450
(1) 上記の料金は手数料とイエメン産業貿易省及び知的財産保護部に支払う費用を含んでいます。 (2) 上記の料金は区分毎に指定商品／指定役務 20 個までの基本料金です。指定商品／指定役務が 21 個以上になると、一個毎に 10 米ドル追加します。 (3) 上記の料金は毎区分の商品又は役務が 490 桁（アラビア語）以内の基本料金です。 (4) 一出願多区分制度は採用されていない。		
第三ステージ：登録証受領		
	毎区分	200

備考：

- (1) 御社の商標登録が拒絶／却下されば、不服審判請求の料金は別途で、ご相談いただけます。
- (2) 上記の料金は郵送費含んでいません。
- (3) 優先権を主張する費用は 115 米ドルです。

2、 イエメンの商標登録の費用／料金の例

例一：商標一つ区分一つ

御社が、「nBEAUTY」という商標を第 25 類（洋服や着物靴、ベルト等）に登録するつもりで、弊社にご依頼いただいた場合にかかる料金は下記のとおりです：

商標調査：180 米ドル
願書作成：1,450 米ドル
登録証受領：200 米ドル
合計：1,830 米ドル

例二：商標二つ区分一つ

御社が、「nBEAUTY」と「nNICY」という二つの商標を第 25 類（洋服や着物靴、ベルト等）に登録するつもりで、弊社にご依頼いただいた場合にかかる料金は下記のとおりです：

商標調査： $180 + 180 = 360$ 米ドル
願書作成： $1,450 + 1,450 = 2,900$ 米ドル
登録証受領： $200 + 200 = 400$ 米ドル
合計：3,660 米ドル

上記の例は出願が拒絶／却下されない場合の仮定です。不服審判請求の料金は別途で、ご相談ください。例の料金は郵送費含んでいません。

しかも、上記の料金は区分毎に指定商品／指定役務 20 個までの基本料金です。指定商品／指定役務が 21 個以上になると、一個毎に 10 米ドル追加します。

3、 イエメンの商標登録出願の書類

- (1) サインして、領事認証した委任状（弊社提出）。
- (2) 商標出願の願書（弊社提出）。
- (3) 登録する商標の文字／画像（jpg ファイル）。
- (4) 商業／法人登記事項証明書謄本、履歴事項全部証明書の公証謄本又はと身分証明書の認証謄本（出願人の名前と住所を表す証明）。
- (5) 優先権証明書の認証謄本とその英語の翻訳（優先権を主張すれば、料金を別途で追加します）。

4、 イエメンの商標登録の流れ

- (1) 弊社は出願人の商標と区分数の希望などを了解し、アドバイスをくれ、お見積書を作成いたします。
- (2) 正確に記入した弊社の商標登録願書をメールあるいはファクスでお送りになります。

- (3) 費用を受け取ってから、弊社は商標調査をします（ある場合）。調査は約 15 日（公式検索の時間に基づいて）かかります。
- (4) 調査報告を参考し、出願をするかどうかをお決めください。出願をする確認と入金を受け取ってから、弊社は願書を作成し、イエメン産業貿易省及び知的財産保護部に提出します。
- (5) イエメン産業貿易省及び知的財産保護部は審査します。同一又は類似な商品又は役務に同一又は類似商標の有無、商標法について、所定の要件を満たすご商標かどうかなどを検討します。登録要件を満たしていないと、審査官は拒絶します。
- (6) 拒絶／却下されない場合は、商標公報に掲載される。
- (7) 第三者の登録異議申立ない場合は、商標権は有効に存続します。弊社はイエメン産業貿易省及び知的財産保護部に登録証を受領し、資料と内容を再びご確認いたします。登録証をお送りいたします。

5、 イエメンの商標登録のかかる時間

願書を提出から登録証を受領までは **12 - 15** ヶ月かかります。

6、 お支払い方法と期限

弊社は手続の勘定書の一つずつお送りいたします。もし中国または台湾の付加価値税のインボイスを必要されれば、7%または 5%の税金が増やすこととなります。ご入金いただいてから、手続を進みます。

支払い方法：小切手、現金、電信送金、ペイパル（PayPal）（PayPal なら、5%の手数料は別途）。

7、 返金について

手続が始めれば、返金できません。ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。例えば：商標調査の結果は類似商標の登録記録があれば、拒絶／却下される可能性が高くて、商標登録をやめることになると、商標調査の料金は返金できません。商標登録が提出してから、イエメン産業貿易省及び知的財産保護部に拒絶／却下される又は第三者の登録異議申立があれば、願書作成の料金も返金できません。

もし、最初から三つの手続の料金を全てご入金になり、商標調査をしてから登録をやめることになったら、願書作成と登録証受領の料金が返金できます。

本文書は日本語にも翻訳されているが、日本語版と英語版に不一致や矛盾がある場合には、英語版の内容が優先します。